

NHK 会長選考の迷走から汲むべき教訓は何か ～開かれた会長選考に関する私たちの見解・要望・質問～

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

当会の見解と要望

貴委員会におかれましては、日頃より公共放送 NHK の充実・発展のために尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

私たちは先の NHK 会長選考の経過に触れた経営委員会・監査委員会の議事録、委員長会見記録などに関心を持って読ませていただいています。また、報道によれば、去る 2 月 19 日に横浜市内で開かれた「視聴者のみなさまと語る会～NHK 経営委員とともに」において、監査委員会が外部の弁護士の協力も得て、先の会長選考の過程で①情報漏えいがなかったかどうか、②経営委員会が組織として決定した手順から外れた行動がなかったかどうか、について調査中とのことでした。

これらの情報、動きを踏まえつつ、この機会に、先の NHK 会長選考の迷走から汲むべき教訓は何か、開かれた NHK 会長選考に向けて選考方法をどのように改革すべきかについての当会の見解・要望をまとめ、貴委員会に提出させていただくことにしました。また、これと関連した質問も添えることにしました。

1. 先の会長選考の経過の検証のあり方について

先の NHK 会長選考では、選考が迷走し、一度候補者として打診し、受諾を得たとされる人物に対して、後日、経営委員会の側から受諾の辞退を要請するという前代未聞の失態が生じました。この点だけを見ても、会長選考の経過を厳正に検証し、貴委員会の責任の所在とともに、今後の会長選考のあり方に向けた教訓を引き出すことが強く求められています。この点で、当会は監査委員会が目下、進められている「調査」が報道で知る限りでは、情報管理のあり方、選考手順の瑕疵の有無といった狭い服務準則の順守、手続きの問題に矮小化されているかに見えることに危惧を感じています。

1-1 「情報漏えい」についていえば、服務準則が順守されるべきは当然ですが、委員会内で漏えいの「犯人探し」のような調査が行われ、マスコミ取材も含め、視聴者の知る権利を阻害するような行き過ぎた調査、委員の自由な言論を委縮させるような調査にならないよう、十分に留意されることを要望します。

1-2 「経営委員会が組織として決定した手順から外れた行動がなかったかどうか」の調査についてですが、それが、「新会長の選考にあたって経営委は昨年 12 月 21 日、複数の候補者に優先順位をつけて打診していく方針を決定」したにもかかわらず、「当時委員長の小丸成洋氏は選考方針決定の 2 日前、安西祐一郎・慶応義塾前塾長に打診していた」という事実を念頭においた調査であるなら、事は経営委員会の合議、ガバナンスが有効に機能したかどうかに関わるだけに、当時の関係者を例外なく対象者として厳正に行われる必要があると考えます。

1-3 報道によれば、この調査の結果は今後の経営委員会の活動に活かすに留め、公表はしないとのことですが、個人の名誉・プライバシーに関わる部分を除き、全て公表されることが視聴者に対する経営委員会の責任だと考えます。

2. 先の会長選考の経過から汲みとるべき最重要の教訓は何か

とはいえ、私たちは上記の2点を調査することで、会長選考が迷走した原因の根本的な検証になるとは到底考えません。

むしろ、会長選考が任期切れ間際までもつれ、迷走した最大の原因は、貴委員会が経営委員の限られた知己や人脈に頼って候補者を探そうとされたこと、そのため、顔と人脈が広い経済界に限定された分野から候補者を選考するという流れになり、公共放送の長にふさわしい資質（豊かなジャーナリズム精神、放送文化に対する深い理解など）を二の次にして、大きな組織を牽引した経験、手腕が殊のほか、評価されるという歪み・偏向がまかり通る結果になったといえます。

このような歪み・偏向を正当化するために、「鉄道も放送も公共性において同じ」という牽強付会な説明をするのは、自らの選考の行き詰まりを取り繕う不条理な強弁に他なりません^①。

当会は従来から、他の市民団体やメディア研究者と共同で、NHK 会長の選出方法を抜本的に開かれた形にするよう、貴委員会に要望してきました。ここで、「開かれた形」というのは、メディアや法曹関連の学会・各種団体などに推薦を募ると同時に、広く視聴者に推薦を募る公募制を採用するという事です。詰めた議論で具体的な方法・手順を定める必要がありますが、こうした公募制の採用は放送法の改正を待つことなく、貴委員会の意思一つで可能であることを銘記していただきたいのです。

翻って考えますと、受信規約は消費者契約法が適用される双務契約（契約当事者である NHK と視聴者が権利義務を分かち合う契約）であるにもかかわらず、現行の規約では視聴者の義務ばかりを列記し、権利に当たる条項は皆無です。こうした義務条項に偏重した受信規約を放置したまま、貴委員会が受信料の収納率の向上を NHK に促すだけでは視聴者を代表して理事会を監督する任務を果たしているとは言えません。

そこで、私たちは放送法の改正を待つことなく、実行が可能な NHK 会長選考にあたっての公募制の採用を貴委員会が本腰を入れて今から検討されるよう、改めて強く要望するものです^②。

質 問

上記の「当会の見解と要望」の中で下線を付した箇所について、貴委員会の見解を以下のとおり、お尋ねします。ご多用中とは存じますが、事の重要性に照らして、これらの質問につき、3月11日までに後掲宛に書面でご回答を下さるよう、お願いいたします。なお、ご回答にあたっては、各項目を一括してではなく、項目ごとに質問の趣旨に沿う具体的なご回答を下さるよう、お願いいたします。

【質問 1】下線部分①のような当会の見解をどう受け止められるか、貴委員会の見解をお聞かせ下さい。

【質問 2】下線部分②のような当会の要望をどう受け止められるか、貴委員会の見解をお聞かせ下さい。

以上

ご回答は下記宛にお送り下さるよう、お願いいたします。

<削除>